

【令和2年度・新卒採用】保育士募集要項

ぜんりん
善隣保育園

令和2年3月現在

【職 種】 保育士

※ 令和2年3月に、短大・専門学校等を卒業見込みの方。

【雇 用 形 態】 正職員（一般職）

正職員（総合職）への登用制度あり（勤務実績、園の経営状況等による）。

※ 正職員（一般職）とは、雇用期間の定めのない職員のこと、正規職員のひとつです。待遇等は正職員（総合職）に準じます。定年は、65歳。65歳以降は非常勤職員等として70歳まで勤務可能。なお、当園の非常勤職員（フルタイム）には、賞与、社会保険、各種手当、退職金等を正職員並みに支給しており、正規・非正規の待遇格差が小さいことが特徴です。

【給与・賞与】 当園規定による（令和元年度実績：賞与年2回 ※賞与は業績連動型）

※ 初任給（本俸）168,000円（令和2年度予定）

※ 正職員（一般職）の年間賞与支給率の目安は、年間支給率4.50倍（令和元年度実績）を基準とし、その100分の70、つまり約3.15倍（令和元年度実績）となります。

注 意

4月1日に入職した場合の支給率です。入職時期により変動します。

新卒1年目の6月賞与については、支給日（6月賞与）までの在籍日数が少ないため、6月賞与の支給率が約0.945倍となります。その結果、12月の支給率と合すると、1年目の年間支給率は、約2.5375倍となります。2年目以降は、上記で説明したように「年間支給率(令和元年度実績は4.50倍)」の100分の70の予定です。したがって、毎年度、年間支給率の変更（人事院勧告に基づく）に応じて、一般職の賞与支給率が決まります。また、当園の賞与は業績連動型を採用しており、経営状況により賞与の支給率は変動予定です。

【諸 手 当】 通勤手当（上限45,000円/月）、超過勤務手当（残業代）、扶養手当（世帯主のみ支給）、住宅手当（世帯主のみ支給）、

他に、次の3種類の処遇改善手当を支給予定。

処遇改善手当（3種類）

- ① 保育士等処遇改善手当Ⅰ（一時金として支給）
- ② 保育士等処遇改善手当Ⅱ（毎月支給）
- ③ チーム保育推進加算手当（一時金として支給）

支給額及び支給方法

①～③の処遇改善手当は、行政から加算認定を受けた年度に限り支給するものであり、対象年度の園児数や職員数および職員の経験年数等により支給の有無や支給額の変動があることにご注意ください。

- ① 処遇改善手当Ⅰの支給額は、令和元年度実績で、（6,000円～11,000円）×在職月数（年度内）として計算し、原則として6月及び12月に一時金として支給予定。
- ② 処遇改善手当Ⅱの支給額は、令和元年度実績で、月額9,000円～40,000円の範囲で、毎月の手当として支給予定。ただし、処遇改善手当Ⅱの支給を受ける者は、外部研修を一定時間受ける必要あり（最高年間60時間）。研修費等は、園で負担します。パート勤務者を除くフルタイム勤務の者〔正職員（総合職）、正職員（一般職）、非常勤職員を問わない〕で、4月1日現在在職している者が支給対象。
※年度途中で入職した場合も支給可能性あり。
- ③ チーム保育推進加算手当の支給額は、令和元年度実績で、年額12,000円～36,000円。ただし、この手当は必ず支給されるものではない。

（年収例）

上記の支給基準に従った場合、4/1に入職した職員の1年目の年収の目安は、約260万円～約270万円（賞与、処遇改善手当含む）となり、他に通勤手当（2km以上）及び超過勤務手当（残業代）等が加算されます。

【昇給】

あり。

年1回（4月）、月額1,500円（令和元年度実績）

【勤務時間】 原則 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (実労働時間 8 時間、休憩 1 時間)
シフト制 (早番・中番・遅番等) により週 4 0 時間労働になるよう調整。

(月曜日～金曜日のシフト)

(1) 早 出 0 7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0	} (1) ~ (8) の交替制
(2) 平常勤務 0 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	
(3) 中出 ① 0 8 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0 (3 0 分の超過勤務)	
(4) 中出 ② 0 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 (絵本読み聞かせ)	
(5) 中出 ③ 0 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 (お迎え対応)	
(6) 中出 ④ 0 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	
(7) 中出 ⑤ 0 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	
(8) 遅 出 0 9 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 (6 0 分の超過勤務)	

(土曜日のシフト)

(1) 早 出 0 7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0	} (1) ~ (5) の交替制
(2) 平常勤務 0 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	
(3) 中出 ① 0 8 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0 (3 0 分の超過勤務)	
(4) 中出 ③ 0 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 (お迎え対応)	
(5) 遅 出 0 9 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 (6 0 分の超過勤務)	

※ 1 年単位の变形労働時間制を採用。

※ 残業は月平均 2 ~ 3 時間程度。

※ 月平均労働日数は約 2 1 . 7 日。

【休日・休暇】 日祝日他指定休、夏季休暇 (4 日) 及び他 1 日を時季指定で付与 (職員の希望に配慮)、年末年始休暇、慶弔休暇、疾病休暇、産前産後休暇、育児休暇、年次有給休暇、その他保育園で定める日。

※ 年間休日数 1 0 5 日 (令和元年度)

※ 日祝日他指定休とは、日祝以外に月 2 ~ 3 日間の指定休を取るという意味 (土曜指定可)。

※ 育児休業取得実績あり。

【保険及び福利厚生】 健康保険 (労使折半)、厚生年金保険 (労使折半)、雇用保険 (事業主一部負担)、労災保険 (全額事業主負担)、社会福祉施設従事者相互保険 (事業主負担)

※ 「社会福祉施設従事者相互保険」とは、社会福祉施設における役員及び職員の福利厚生の一環として、職員が業務上、業務外を問わず、病気や不慮の事故で死亡したり、傷害を受けて入院した場合に、弔慰金や傷害見舞金、入院給付金が支払われます。

- (例) ◇ 【普通死亡】 病気・事故を問わず死亡 ⇒ 給付額 400 万円
◇ 【災害死亡】 不慮の事故または所定の感染症により死亡したとき ⇒ 給付額 480 万円
◇ 【災害入院】 不慮の事故により 5 日以上入院したとき（120 日限度） ⇒ 給付額 1 日に付 1, 200 円

【退職金制度】 ① 独立行政法人福祉医療機構退職共済制度（全額事業主負担）、
② 熊本県社会福祉協議会退職共済制度（労使折半）の二本立て

【研修制度】 人吉市保育園連盟各種研修、園内研修など。
※ 平成30年度からは、処遇改善手当Ⅱに伴う外部研修を実施している。

【連絡先及び応募先】 〈TEL〉 0966-22-3573
〈E-mail〉 zenrin@mx22.tiki.ne.jp
〈担当者〉 副園長 岡田 好史 (090-7450-9903)

＜求人のアピールポイント＞

- ① 昭和 39 年に創設以来 50 年以上の歴史があり、地域密着の保育園です。現在は定員 100 名、職員総数 26 名（内 3 名が学童クラブ専属職員）です。伝統的に乳児保育に実績があります。
- ② 各種保険等の福利厚生及び退職金制度は公務員に準じ、充実しております。よって、将来への不安を抱かず安心して働けます。特に、退職金制度（二つの共済に加入）は、民間企業より大幅に充実した内容です。定年も他の園に比べて引き上げております（最長 70 歳まで雇用）。
- ③ 持ち帰りの残業等は原則ありません。
- ④ PC 操作に長け、音響機器の扱いやピアノ演奏の得意な方をお待ちしています。
- ⑤ 人吉市の中心部にあるため、園の周辺だけではなく郊外から通う園児も多く、多様な園児に接することで保育力を磨けます。

社会福祉法人 善隣福祉会 **善隣保育園**

〒868-0025 熊本県人吉市瓦屋町 1106 番地

【TEL】 0966-22-3573 【FAX】 0966-22-3705

【EMAIL】zenrin@mx22.tiki.ne.jp 【HP】<http://www.zenrin-hoikuen.jp>



※ 求人についてお聞きになりたいことがありましたら、副園長（090-7450-9903）までお気軽にご連絡ください。また、園見学等も可能です。